

港湾整備特別会計における第三セクター等改革 推進債の計画について

1 現状

港湾整備特別会計は、円高や東日本大震災の影響など、土地売却を取り巻く厳しい環境が続き、平成 24 年度より、将来の償還に備えた公債償還基金への積立抑制により収支の黒字を維持しているが、このままの状況が続けば、近い将来、一般会計からの繰入などが必要になることも想定される。

本市の更なる活性化を図るためにも、港湾整備特別会計(埋立事業)の抜本的改革に取り組む必要があり、一般会計が負担する場合の軽減策として、第三セクター等改革推進債(三セク債)の活用を検討している。

2 総務省通知について

平成 26 年度から平成 28 年度までの間に、三セク債を発行することを可能とする経過措置に係る取り扱いについて、平成 26 年 4 月 1 日付で総務省より通知がなされた。

この通知によれば、平成 26 年度から平成 28 年度の間三セク債を起すためには、総務省令で定める事項を定めた「計画」を 5 月末までに総務大臣に対して提出し、その承認を受けることが必要とされた。

なお、平成 26 年度から平成 28 年度の間起こされた三セク債については、「原則」特別交付税措置を講じないこととされており、「例外措置」の具体的な内容については、現在、総務省に確認しているところである。

3 三セク債発行計画の概要

(1) 地方財政法第 33 条の 5 の 7 第 1 項各号に掲げる行為を行うこと

北九州市港湾整備特別会計(埋立事業)を廃止し、三セク債を廃止に伴う経費の財源として発行する。

※今後、「北九州市港湾整備特別会計」から埋立事業を分離し、廃止する予定。

(2) 廃止する第三セクター等の名称

北九州市港湾整備特別会計(埋立事業)

(3) 特別会計の廃止に係る経緯及びその内容

港湾整備特別会計（埋立事業）については、大規模な臨海型分譲地を整備することにより、多くの企業が立地し、新たな雇用の創出や税収増をもたらし、本市経済の発展に大きく貢献してきたが、バブル経済の崩壊以降、地価下落や長引く経済不況による土地売却不振が続き、資産と負債のバランス及び収支が悪化した。

平成22年度には、一般会計からの支援を盛り込んだ「港湾整備特別会計の経営健全化策」を策定し、経営健全化に取り組んできたが、長期にわたった円高や東日本大震災の影響など、土地売却を取り巻く厳しい環境が続いており、平成22年度から現在までの間、50億円を超える土地売却収入をあげているものの、経営健全化策における土地売却目標額は達成できず、平成24年度からは、将来の償還に備えた公債償還基金への積立を抑制せざるを得ない状況となっている。

このままの状況が続けば、近い将来、一般会計からの繰入等が必要になることも想定されるため、三セク債の活用も含めた「港湾整備特別会計(埋立事業)の抜本的改革」に取り組むこととした。

(4) 第三セクター等改革推進債を発行する年度

平成27年度

(5) 特別会計の廃止が完了する年度

平成27年度

4 今後のスケジュール

平成26年5月末 計画を総務省へ提出



提出後、二ヶ月以内に総務大臣の承認通知



総務大臣の承認後、償還期間、発行額等について総務省と詳細協議



これらの協議を踏まえ、三セク債の発行を最終的に判断